

静岡市における指定管理者制度運用の方針

方針1 公の施設の管理方法

(1) 指定管理者による管理

(判断の基準)

- ア 指定管理者制度導入による効果が期待できるか。
- イ 施設利用の平等性、公平性の確保、施設の管理運営を実施するうえで取り扱う個人情報の内容等において行政が直接管理すべき必要性はないか。
- ウ 当該業務を実施している（又は実施可能な）団体があるか。

(2) 市が直接管理（直営）

- ア 個別法により管理者が定められているもの
道路（道路法）、河川（河川法）、学校・幼稚園（学校教育法）、公民館28館（社会教育法）、図書館8館（図書館法）登呂博物館、芹沢銈介美術館（博物館法）
- イ 上記(1)の基準に照らして、指定管理者による管理になじまないと判断される施設
 - a 設備の維持管理（貸館業務等）、警備、清掃など事実行為のみを委ねる施設 等

方針2 指定管理者に行わせる業務の範囲

- (1) 指定管理者に行わせることのできる業務はすべて委ねることを原則とする。
- (2) 清掃、警備、設備・機器の維持管理など建物等の維持管理に関する業務については、指定管理者から専門業者等に業務委託することができる。
- (3) 設置条例に事業として規定されている主要な業務は、指定管理者が自ら行うことを原則とする。これらの業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に書面により市の承諾を得るものとする。
- (4) 利用料金制を採用する施設は、原則として利用料金のみで施設全体の管理運営が可能な施設とする。

方針3 条例の制定（改正）

- (1) 制定（改正）方法 個々の施設の設置条例において、指定管理者に関する必要事項を規定する「個別条例」とする。
- (2) 制定（改正）時期 指定管理者の指定についても議決を要するため、条例案は遅くともその前の議会に提出しなければならない。

方針4 指定管理者の募集

- (1) 公募を原則とする。
 - ア 募集の範囲…原則的に市内に事務所等活動の拠点を持つ団体とするが、市内に該当する団体がない場合や、市内の団体のみでは適正な競争が確保されないと認められる場合などは、募集対象を拡大するのが適当である。
 - イ 募集の条件（応募資格）…指定管理者選定委員会において決定する。
 - ウ 公募の方法…公告を原則とし、必要に応じて市ホームページ、募集要項の配付等により実施する。
 - エ 募集期間…30日程度を基準とする。
- (2) 公募になじまない施設については、複数又は単独の団体に限定して募集することができる。
 - ア 法令等により管理者が制限されている施設
 - イ 施設の設置目的により指定管理者となる団体が限定される施設（対象団体をすべて把握できる場合）
 - a 地域振興を目的とした、山間地の観光施設やコミュニティの拠点施設等
 - b 男女共同参画、子育て支援等特定の施策を実施するための施設で、経営の効率化よりも市民団体、地域団体との連携や育成などが優先される施設
 - ウ その他、業務内容等から指定管理者となるべき団体が客観的に特定できる施設

方針5 指定管理者選定委員会

- (1) 構成員 助役（委員長）、総務部長、財務部長、環境部長、経済部長、都市計画部長、建設部長、病院局長、水道部長、下水道部長、教育部長
- (2) 審議事項
 - ア 指定管理者の募集に関すること
 - a 指定管理者の公募に際して、その条件（応募資格）を決定すること
 - b 公募を行わず、市が複数（又は単独）の団体に限定して募集を行う場合において、対象となる団体を選定すること
 - イ 指定管理者の選定に関すること

方針6 審査基準

指定の基準は各施設の条例に規定されるが、一般的には次の事項である。

- (1) 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。
- (2) 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。
- (4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

上記各項目について具体的な審査項目を設定し、施設の性格による重点項目の相違等を考慮したうえで総合点数により評価を行なう。

方針 7 指定期間

- (1) 指定期間は3～5年を基準とし、個々の施設の特質に応じて決定する。
 - (2) 同種の施設における指定期間は、原則として同じ期間とする。
 - (3) 指定期間の決定にあたっては、業務の専門性（習熟に要する期間）、業務開始当初に投資する経費とその回収に要する期間等を考慮する。
 - (4) (3)において、特に長い期間を要する施設においては、基準を超えた期間の指定を行うことができる。
- ア 業務の習熟に特に長い期間を要する施設
診療所、高齢者・障害者等の入所型施設、動物園 等
- イ 当初投資した経費の回収に特に長い期間を要する施設
P F I 事業により建設される施設 等

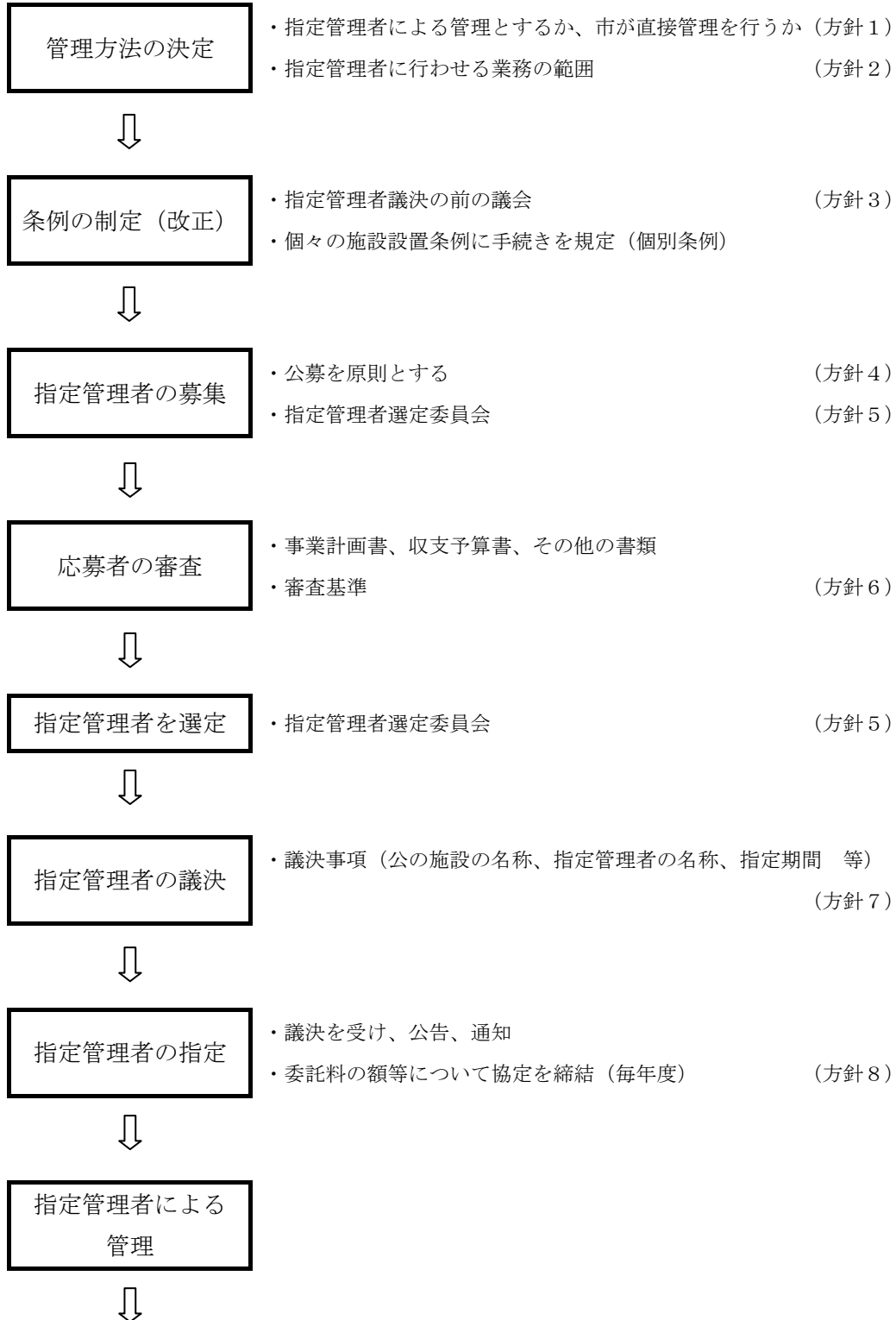
方針 8 協定の締結

- (1) 協定期間 各年度末まで（年度ごとに締結する）
- (2) 委託料の精算 実施しない。

方針 9 経過措置

- (1) 新設の施設
新設の施設のうち、今回の地方自治法改正以前に特定の団体に管理委託することを公式に決定して事前準備を行っており、当該団体が当該施設の管理を行わないことによる影響が大きいと認められる施設については、最初の指定に限り、当該団体に限定して選定手続を行うこととする。
- (2) 既存の施設
現在、管理業務委託を実施している施設は、法の経過措置を適用し、原則として平成18年4月1日までに指定管理者制度に移行する。
この場合、最初の指定に限り、現受託者に限定して選定手続を行い指定管理者を指定することができる。
上記による指定管理者の指定期間は、平成20年3月31日までとする。

指定管理者の指定に関する事務の流れ



事業報告書の提出

- ・管理業務の実施状況、住民の利用状況、管理経費等の収支状況、(利用料金収入の実績) 等



委託料の支払

- ・金額、支払方法については協定に規定